

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	鳥取県	担当部署	農林水産部農業振興監 農地・水保全課
-------	-----	------	--------------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	589	協定	7,479	ha	109,346	万円
a 基礎単価の対象	84	協定	515	ha	5,932	万円
b 体制整備単価の対象	505	協定	6,869	ha	97,183	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算		協定	0	ha	0	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	33	協定	156	ha	1,733	万円
(c) 集落協定広域化加算	6	協定	216	ha	637	万円
(d) 集落機能強化加算	14	協定	324	ha	727	万円
(e) 生産性向上加算	47	協定	1,016	ha	2,842	万円
イ 個別協定	16	協定	224	ha	2,029	万円
a 基礎単価の対象	2	協定	15	ha	113	万円
b 利用権設定等単価(10割単価)の対象	14	協定	209	ha	1,913	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	1	協定	0	ha	3	万円
合計	605	協定	7,705	ha	111,378	万円

【参考】

R3年耕地面積※	33,643	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	20	人	13	ha	186	万円

【参考】

ア 協定参加者数	11,695	人
イ 交付金配分額	109,323	万円
a うち個人への配分	76,001	万円
b うち共同取組活動	31,637	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○:最終年においても活動の実施が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×:最終年においても活動の実施が困難

評価項目	評価結果 (協定数)			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	110	474	5	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	115	471	3	
b 水路・農道等の管理	137	451	1	
c 多面的機能を増進する活動	118	468	3	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	117	334	65	4
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	98	304	84	19
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算				
c 急傾斜農地保全管理加算	8	26		
d 集落協定広域化加算	2	4		
e 集落機能強化加算	1	12	1	
f 生産性向上加算	6	40	1	
オ 全体評価	優	良	可	不可
	334 (57%)	202 (34%)	36 (6%)	17 (3%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

集落協定の取組内容に対する評価は、91%が「優」「良」の評価としているが、特に集落戦略の作成が進んでいない「不可」も3%あり、作成について市町と共に協定へ働きかけを行う必要がある。

(2) 個別協定

- ◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- :最終年においても活動の実施が見込まれる
- △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×:最終年においても活動の実施が困難

評価項目	評価結果 (協定数)			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	3	13		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動		4		
b 水路・農道等の管理	2	3		
c 多面的機能を増進する活動	2	1		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	3			
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)			1	
オ 全体評価	優	良	可	不可
	12 (75%)	4 (25%)	0 (0%)	0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定は、おおむね順調に活動が行われている。

1について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の策定が困難なことを主要因に活動継続が難しいとされる協定が17集落あるが、集落戦略策定への支援を行うとともに、何故策定が困難なのか、その要因を明らかにすることで、今後の推進方策の改善に活かしていくことが必要だと思われる。
不可の評価が全体の3%という数値が全国的にみてどうであるかの比較が必要ではあるが、高い評価ととらえてよいと思われる。
△の市町村の指導が条件となっている協定について、個別具体的に働きかけの指南が必要に思う。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1) 集落協定

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| A:話し合いによる活動内容の徹底 | F:近隣の集落や協定とも連携した活動の推進 |
| B:目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等 | G:農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進 |
| C:専属の担当者やチームによる徹底した活動 | H:農外の組織・団体とも連携した活動の推進 |
| D:協定参加者以外も含めた地域全体による活動の | |

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	3	2			1				2	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動	2								1	1
b 水路・農道等の管理	1									
c 多面的機能を増進する活動	3									
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	39	27	1	1	18		4		1	6
b 地図の作成状況	31	30	11		61	1	1			5
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算	1									
e 生産性向上加算	1				1					

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)	1									

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	585	8 (1%)	76 (13%)	151 (26%)	353 (60%)
	うち集落戦略	509	209 (41%)	239 (47%)	97 (19%)	39 (8%)
	R 3年度	589	8 (1%)	78 (13%)	160 (27%)	343 (58%)
	うち集落戦略	505	172 (34%)	246 (49%)	115 (23%)	51 (10%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

2カ年を比べて話し合いの頻度が増加している協定もあるが、0回の協定も多く、集落戦略を作成できていない協定には話し合いを行うよう働きかけを行う必要がある。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	460 協定	91 %
② 協定参加者以外の集落の住民	48 協定	10 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	55 協定	11 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	3 協定	1 %
⑤ 協定役員のみ	130 協定	26 %
⑥ 話し合いをしていない	33 協定	7 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

協定参加者が中心で話し合いが進められているが、協定以外の住民や関係者も参加している場合がある。

3について第三者機関の意見【必須】

今後も継続的に取り組みを進めていくためには、地域の住民や関係機関からの共感や支援を得ることも必要だと思われる。その点を考慮すると、協定参加者以外の住民や関係者の参加を促すことはメリットがあり、より多くの住民を巻き込むことも必要となってくるのではないかと。

協定以外の住民や関係者も参加されるのはいい傾向だと思います。話し合いをしていないところをどうフォローしていくか気になります。

関係機関担当者の参加率が低いように感じる。関係機関がファシリテーターとなり話し合いを進めるところが重要に思う。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	248	協定 42 %	① 協定書作成に係る支援	8	協定 50 %
② 集落戦略作成に係る支援	247	協定 42 %	② 目標達成に向けた支援	4	協定 25 %
③ 目標達成に向けた支援	129	協定 22 %	③ 集落協定の立ち上げに 向けた支援	2	協定 13 %
④ 協定の統合・広域化への 支援	41	協定 7 %	④ 協定対象面積の拡大に 向けた支援	3	協定 19 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支 援	266	協定 45 %	⑤ 事務負担軽減に向けた 支援	4	協定 25 %
⑥ ①～⑤以外の支援	11	協定 2 %	⑥ ①～⑤以外の支援		協定 0 %
⑦ 特に支援を要望しない	138	協定 23 %	⑦ 特に支援を要望しない	5	協定 31 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

事務負担軽減に向けた支援の要望が多く、市町に詳細を把握するよう働きかけを行う。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

特に集落協定において、「協定書の作成」「集落戦略の作成」「事務負担軽減」に関して4割近い集落から要望が出ている。逆に考えると、これらの問題をクリアできれば、多くの集落で円滑な取り組みが出来るということなので、恐らくは「構成員の高齢化」や「若い構成員の不足・過度な負担」といったことが起因していると想定されるが、その辺りも含めた対策、あるいは行政としてどのような形で支援できるのかといったことを検討していく必要があるのではないかと思います。

協定を結んだ後のフォローもお願いしたい。

地元からの事務支援要望内容だけでなく、その要望に市町で応えることが可能か、対応する人員をどう手当する予定かなども併せて調査すべきと思う。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		560	協定 95 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	76	協定 14 %
	広域化の意向はない	495	協定 88 %
廃止意向の協定数		29	協定 5 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	18	協定 62 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	27	協定 93 %
	③ 地域農業の担い手がないため	16	協定 55 %
	④ 農業収入が見込めないため	12	協定 41 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	12	協定 41 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	16	協定 55 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	9	協定 31 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	9	協定 31 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	10	協定 34 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	1	協定 3 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1	協定 3 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	4	協定 14 %
	⑬ その他		協定 0 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		16 協定	100 %
廃止意向の協定数		協定	0 %
協定廃止の理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

市町から広域化意向を確認のうえ近隣協定のマッチングを検討するよう市町への働きかけが必要。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

状況及び意向確認を行い、必要に応じて協定内での話し合いを進めていただき、協定対象農地の縮小や統合などの手段により、協定廃止にならないよう市町とともに働きかけを行う。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

事務作業等に関しては広域化や合併による効率化のメリットは大きいと思われる。一方で、傾斜地での作業を考えると、地域によっては広域化によって作業量が増える可能性も想定されるので、広域化によってメリットが大いに期待できる地域とそうでない地域との把握が必要だと思われる。

農業関係者だけでなく自治会等の幅広に地域・集落の将来について話し合う事は良いことだと思いますし、想定外の支援やヒントが得られるかもしれない。

広域化することで得られるメリットを現場でシュミレーションし可視化できる体制があれば理解が進みやすいのではないかと。

リーダーや担い手の候補となるであろう農業経験者自体が減少すると、制度があっても利用する組織自体が先細ることを考えれば、少なくとも退職後に農業に関わってもよいと思う人や農業経験者を増やす、育成するための支援を強化する必要がある。

広域化の取組は、経費負担を他集落と融通したり、鳥獣被害の防止柵を協力して設置することで技術の伝承効果もあり、一緒に活動すれば活性化にも繋がる。集落営農でも機械利用の効率化を目的とした合併が進んでいるが、本制度では共同作業にも効果があることが分かった。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	68人 (12%)	60～69歳	240人 (41%)	70～79歳	249人 (42%)	80歳～	32人 (5%)
代表者になってからの年数	～2年	88人 (15%)	3年～7年	190人 (32%)	8年～	308人 (52%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	384 (69%)	協定	ない	190 (34%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	146人 (25%)	60～69歳	274人 (47%)	70～79歳	151人 (26%)	80歳～	18人 (3%)
担当者になってからの年数	～2年	71人 (12%)	3年～7年	205人 (35%)	8年～	312人 (53%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	548 (98%)	協定	ない	39 (7%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		584	協定 99.2 %	574	協定 97.5 %
あり		5	協定 0.8 %	15	協定 2.5 %
委任先	行政書士・公認会計士	1	協定 20.0 %	1	協定 6.7 %
	事務組合		協定 0.0 %	1	協定 6.7 %
	NPO		協定 0.0 %	1	協定 6.7 %
	集落法人	1	協定 20.0 %	2	協定 13.3 %
	J A		協定 0.0 %		協定 0.0 %
	土地改良区		協定 0.0 %	1	協定 6.7 %
	個人	2	協定 40.0 %	5	協定 33.3 %
	その他	1	協定 20.0 %	4	協定 26.7 %

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	9 協定 (56%)	法人	6 協定 (38%)	任意 組織	1 協定 (6%)	その他	協定 (0%)
年齢	~59歳	6 人 (38%)	60~ 69歳	5 人 (31%)	70~ 79歳	5 人 (31%)	80歳~	人 (0%)
後継者の有無	いる	7 協定 (44%)	いない	9 協定 (56%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

代表者の5割近くが70歳以上と高齢化している。会計担当は7割以上が70歳未満ではあるが、次期対策でも93%が継続の見込み。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

代表者や事務担当になってから8年以上の集落が5割ある。事務担当は若干若い年齢層であるが、代表者を含め高齢化が進展しており、代表者や事務担当の後任をどのように育成していくのか、外部委託への移行も含め、将来的な方向性を検討していく必要があるのではないか。人材の発掘と育成についてもセットで考える必要があるように思う。

都道府県中間年評価書 (集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	鳥取県	担当部署	農林水産部農業振興監 農地・水保全課
-------	-----	------	--------------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

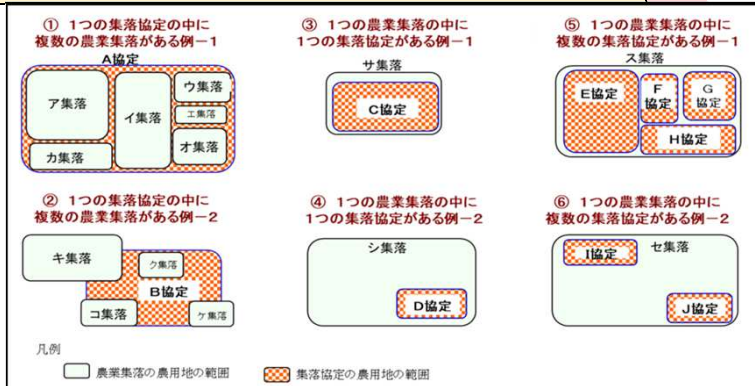
	協定等数		アンケート実施協定等数	
	協定	集落	協定	集落
集落協定	589	協定	117	協定
個別協定	16	協定	13	協定
廃止協定	17	協定	17	協定
未実施集落	33	集落	28	集落
市町村	17	市町村	17	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	2 協定	2 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	12 協定	10 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	68 協定	58 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	20 協定	17 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	10 協定	9 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	5 協定	4 %



(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	89 協定	76 %
② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	28 協定	24 %

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
① アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	18 協定	15 %
② 話し合いをリードする者を活用して進めた	29 協定	25 %
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	27 協定	23 %
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	33 協定	28 %
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	17 協定	15 %
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	5 協定	4 %
⑦ その他	2 協定	2 %
⑧ 特になし	5 協定	4 %
⑨ まだ作成していない	32 協定	27 %

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数		割合	
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	9	協定	8	%
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	12	協定	10	%
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	3	協定	3	%
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	6	協定	5	%
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	26	協定	22	%
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	3	協定	3	%
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	4	協定	3	%
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	3	協定	3	%
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	41	協定	35	%
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	3	協定	3	%
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	3	協定	3	%
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	6	協定	5	%
⑬特に何もしていない	27	協定	23	%
⑭その他	2	協定	2	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の作成効果として、担い手への貸し付けが進み、鳥獣対策を実施した協定が多い。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の策定を行うことで、担い手問題や鳥獣害対策につながったという点は評価できる。中山間対策に留まらず、様々な場面で集落での話し合いがメリットをもたらすと思うので、話し合いの場を作る取り組みを継続させていくことが重要である。農業の話題だけでなく幅広く地域・集落の将来について話し合う事は良いことだと思います。

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	2 (2%)	3 (3%)	9 (8%)	1 (1%)	8 (7%)
②協定代表者以外の協定参加者	1 (1%)	1 (1%)	6 (5%)	0 (0%)	6 (5%)
③統合された集落協定又は集落の側から	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	2 (2%)
⑤その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	28	協定	24	%
②協定対象農用地の1～3割	47	協定	40	%
③協定対象農用地の3～5割	20	協定	17	%
④協定対象農用地の5割以上	7	協定	6	%
⑤荒廃化していない	15	協定	13	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	86	協定	74	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	18	協定	15	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	13	協定	11	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	7	協定	6	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	14	協定	12	%
③以前と変わらない	7	協定	6	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他	1	協定	1	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	ア 制度による全体の効果	協定数				
		イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	100 (85%)	2 (2%)	1 (1%)	2 (2%)	1 (1%)	9 (8%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	105 (90%)	1 (1%)	1 (1%)	4 (3%)	1 (1%)	4 (3%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	28 (24%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (7%)	0 (0%)	0 (0%)
④農業（農外）収入が増加した	13 (11%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (2%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	12 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	26 (22%)	1 (1%)	0 (0%)	3 (3%)	0 (0%)	2 (2%)
⑦鳥獣被害が減少した	54 (46%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (3%)	1 (1%)	1 (1%)
⑧荒廃農地を再生した	8 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑩定住者等を確保した	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	4 (3%)	0 (0%)	3 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	33 (28%)	0 (0%)	2 (2%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)
⑬その他	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

制度の効果として、協定対象農用地の荒廃を食い止めていることが分かる。協定として鳥獣対策が進み被害の減少にも繋がっている。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

荒廃農地の防止や農業用施設の維持に大きく貢献しており、鳥獣害対策でも一定の成果がみられる。これらの成果が、今後の取り組みへの励みになるのではないかと。
制度を活用している集落同士の学び合いの場をセットしてみるのもおもしろいと思う。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	58 (50%)	56 (48%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	64 (55%)	62 (53%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	32 (27%)	28 (24%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	(0%)	(0%)
⑤農作業の共同化	26 (22%)	28 (24%)
⑥農業機械の共同利用	28 (24%)	29 (25%)
⑦鳥獣害対策	70 (60%)	66 (56%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	15 (13%)	14 (12%)
⑨都市住民との交流活動	1 (1%)	1 (1%)
⑩農産物の販売・加工	5 (4%)	6 (5%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	10 (9%)	8 (7%)
⑫生き物観察や生物保全活動	(0%)	(0%)
⑬その他	5 (4%)	5 (4%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	23 (20%)	20 (17%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	37 (32%)	39 (33%)
②自治会、町内会	59 (50%)	54 (46%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	14 (12%)	14 (12%)
④地域運営組織	3 (3%)	6 (5%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	2 (2%)	2 (2%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	2 (2%)	2 (2%)
⑦大学	1 (1%)	1 (1%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	43 (37%)	41 (35%)
⑨民間企業	1 (1%)	1 (1%)
⑩地域おこし協力隊	(0%)	1 (1%)
⑪その他	1 (1%)	1 (1%)
⑫連携している組織はない	31 (26%)	25 (21%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定の8割が協定対象地の保全以外の活動も行い、特に自治会、町内会との連携されていることが分かる。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

この取組みをきっかけに、協定対象以外の農地や農業用施設への取り組みも行われている。自治会や町内会、他の協定や集落営農組織等との連携も図られており、集落活動全体の活性化に貢献していると評価できるのではないかと。他の団体や組織と連携して取り組まれているのは素晴らしいと思います。農業組織に一般住民を参画いただくには、農業の周りには食・教育・環境保全等があるので、そういう材料を基に巻き込みたい相手にとってメリットのある企画を行い継続することが必要。ネットを使った情報発信も有効だと思います。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	1 協定	8 %
②協定対象農用地の1～3割	3 協定	23 %
③協定対象農用地の3～5割	4 協定	31 %
④協定対象農用地の5割以上	協定	0 %
⑤荒廃化していない	5 協定	38 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	9 協定	69 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	協定	0 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	4 協定	31 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	1 協定	8 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	2 協定	15 %
③以前と変わらない	1 協定	8 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	0 %
⑤その他	協定	0 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	12 協定	92 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	9 協定	69 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	3 協定	23 %
④農業（農外）収入が増加した	8 協定	62 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	1 協定	8 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	4 協定	31 %
⑦鳥獣被害が減少した	4 協定	31 %
⑧荒廃農地を再生した	4 協定	31 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 協定	15 %
⑩定住者等を確保した	協定	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	協定	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	協定	0 %
⑬その他	協定	0 %
⑭特に効果は感じられない	1 協定	8 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

個別協定でも農地の荒廃が食い止められている。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

集落での取り組みと同様に、農地の荒廃防止や農業用施設の維持への貢献がみられる。また、収入の増加にもつながっていると評価されており、今後の継続的な取り組みにも期待できる。

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数		割合	
①規模拡大の意向がある	6	協定	46	%
②現状維持	5	協定	38	%
③規模拡大より農地を集約したい	2	協定	15	%
④規模を縮小したい(農業経営をやめる意向を含む)		協定	0	%

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数		割合	
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	1	協定	8	%
②基盤整備済みの圃場であること	1	協定	8	%
③農業用水(灌水施設を含む)が利用できること	6	協定	46	%
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	3	協定	23	%
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	5	協定	38	%
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	4	協定	31	%
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	1	協定	8	%
⑧ほ場が面的にまとまっていること	2	協定	15	%
⑨賃料が安いこと	2	協定	15	%
⑩その他		協定	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

面積縮小を予定している個別協定は無く、継続的な農地の保全が期待できる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農業収入の増加につながったという評価が、規模拡大意欲にも反映されていると思われる。縮小意向の協定がないことから、制度の効果が発揮されていると評価できるのではないかと。効果が出ているようなので、是非、継続していただきたい。
上手くいっているので、農地という地域資源を環境学習などの地域づくりのアイデア活用されることに期待。

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	9 協定	53 %
② 作付けしない農用地がある	14 協定	82 %
③ 転用された農用地がある	2 協定	12 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	1 協定	6 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	2 協定	12 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	1 協定	6 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	3 協定	18 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	8 協定	47 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 協定	6 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	5 協定	29 %
⑫ その他	1 協定	6 %

1 について都道府県の所見【必須】

協定廃止の後には荒廃、未作付けの農地が増えていることが分かった。

1 について第三者機関の意見【必須】

協定廃止後に、農地の荒廃が5割、不作付地の増加が8割、鳥獣害の発生が4割の集落で確認されており、これらの防止対策として、当該制度の実施が効果をもたらしていたことが考えられる。協定廃止後には農地の荒廃、未作付けが増えるという状況は、農家だけでなく地域内で共有することが必要だと思う。未作付けとなった、あるいはなる可能性のある農地については、保全管理の方法として緩衝地帯等に活用するのが良いと思う。

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	9 協定	53 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	9 協定	53 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	3 協定	18 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	1 協定	6 %
⑥ 農業機械の共同利用	3 協定	18 %
⑦ 鳥獣害対策	6 協定	35 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 協定	6 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	協定	0 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	1 協定	6 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬ その他	協定	0 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	4 協定	24 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	11 協定	65 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	1 協定	6 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	3 協定	18 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

廃止協定でも農地の維持管理は行われる場合が多いが、活動は減少傾向。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

一定の農地や農業用施設の維持は図られているものの協定のある集落と比べ割合は低い。共同活動の参加者も減少しており、今後は、協定を廃止する集落が増えることを可能な限り抑える必要があると考える。集落の今後を考えると、集落内の交流の創出は重要。それぞれの工夫による集落内の交流を絶やさないでいただきたい。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	2 協定	12 %
②いない	15 協定	88 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	4 協定	24 %
②いない	13 協定	76 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	3 協定	18 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	6 協定	35 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	4 協定	24 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	2 協定	12 %
⑤荒廃化しない	2 協定	12 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

廃止協定の集落にはリーダー等のまとめ役が少ないことが分かるが、担い手も存在している。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

協定の策定・継続はリーダーや担い手の存在が大きく影響すると想定されるが、個人に頼りすぎることも問題だと思うので、その辺の対応を検討することも必要ではないだろうか。
リーダー等のまとめ役が少ないことから、将来に向けて人材育成が重要である。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	0 協定	0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1 協定	6 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	7 協定	41 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	2 協定	12 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	4 協定	24 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	3 協定	18 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	14 協定	82 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	1 協定	6 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	6 協定	35 %
②活動に参加する農家はない	7 協定	41 %
③近隣集落に協定がない	3 協定	18 %

5について都道府県の所見【必須】

元協定参加者の中には、近隣の協定に参加できる農家がいる可能性があることが分かった。

5について第三者機関の意見【必須】

協定廃止後も営農や農地・農業用施設の維持活動を行ってきた人はいるので、そういった人たちをどのように支援していくのかを検討する必要があると思われる。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	22 集落	79 %
②いない	6 集落	21 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	11 集落	39 %
②いない	17 集落	61 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	11 集落	39 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	14 集落	50 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	6 集落	21 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 集落	0 %
⑤農作業の共同化	3 集落	11 %
⑥農業機械の共同利用	7 集落	25 %
⑦鳥獣害対策	8 集落	29 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 集落	4 %
⑨都市住民との交流活動	1 集落	4 %
⑩農産物の販売・加工	1 集落	4 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	11 集落	39 %
⑫生き物観察や生物保全活動	1 集落	4 %
⑬その他	4 集落	14 %
⑭集落で共同活動は実施していない	5 集落	18 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

未実施集落にもリーダーや農業の担い手が多くいることが分かった。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

半数近くが農業用施設の維持活動を行っている。こういった集落がなぜ協定を締結しないのか、あるいは出来ないのか、現状を把握することが必要だと思われる。
リーダーは孤立しやすいので、リーダー同士の交流を持つことは、集落間の連携のきっかけに有効だと思う。

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	0 集落	0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	11 集落	39 %
③各農家がそれぞれ耕作	14 集落	50 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	1 集落	4 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数		割合	
① 荒廃した農用地がある	6	集落	21	%
② 作付けしない農用地がある	16	集落	57	%
③ 転用された農用地がある	4	集落	14	%
④ 林地化（植林）された農用地がある		集落	0	%
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	2	集落	7	%
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	3	集落	11	%
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	8	集落	29	%
⑧ 鳥獣被害が発生している	13	集落	46	%
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	2	集落	7	%
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）		集落	0	%
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	3	集落	11	%
⑫ その他		集落	0	%

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数		割合	
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	9	集落	32	%
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	8	集落	29	%
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	2	集落	7	%
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	3	集落	11	%
⑤ 荒廃化しない	4	集落	14	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

未実施集落では荒廃や未作付け、鳥獣被害が進んでいる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

鳥獣害の発生が見られるものの、農地の荒廃や不作付地の増加に関しては、協定廃止地域よりも割合は低い。これらの地域でも協定締結の条件がそろっていれば締結の推進を検討することも考えられるのではないかと。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数		割合	
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	12	集落	43	%
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	9	集落	32	%
③ 知らない	7	集落	25	%

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話し合いで出たことがあるか

	集落数		割合	
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	13	集落	46	%
② 出たことはない	14	集落	50	%

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	7 集落	25 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	6 集落	21 %
③事務手続きが負担となるため	9 集落	32 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	7 集落	25 %
⑤取り組みに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	7 集落	25 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	5 集落	18 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	9 集落	32 %
⑧農業収入が見込めなかったため	1 集落	4 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	2 集落	7 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	1 集落	4 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	1 集落	4 %
⑬その他	4 集落	14 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	6 集落	21 %
②ない	22 集落	79 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

未実施集落の6割が制度の内容まで知らないと回答している。
知っていても事務手続きやリーダーの不在が協定のハードルになっている。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

協定の締結を推進するには、制度の周知を図るとともに、集落内の合意形成やリーダーの選出、事務手続きに関する不安をどのように解消するかが重要な点であると指摘できる。
制度のより一層の周知と、不安の解消に力を入れて取り組んでいただきたい。
制度の周知のやり方については農地の相続の発生等を見据えるともっと工夫が必要ではないか
と思います。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	7 市町村	41 %
②一定程度貢献した	9 市町村	53 %
③やや貢献した	1 市町村	6 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	17 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	15 市町村	88 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	6 市町村	35 %
④農業（農外）収入が増加した	5 市町村	29 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	市町村	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	5 市町村	29 %
⑦鳥獣被害が減少した	9 市町村	53 %
⑧荒廃農地を再生した	市町村	0 %
⑨都市住民等との交流が増加した	市町村	0 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	2 市町村	12 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	9 市町村	53 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	10 市町村	59 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	7 市町村	41 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

市町としても制度の貢献は大きく、今後も制度が継続されることが望まれている。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

行政からは農地・農業用施設の維持や鳥獣害防止の効果とともに、集落での話し合いが行われた点が評価されている。
4割の行政で制度の見直しについて必要性を感じており、活動継続のためにも、どの点に問題があるのかを明らかにし、現行制度の変更も含めて対策を検討することが必要だと思われる。
農業分野だけではなく、「集落機能の維持」にも一役買っていることは素晴らしい。

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	3 市町村	18 %
②傾斜区分の要件緩和	5 市町村	29 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	4 市町村	24 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	6 市町村	35 %
⑤必須活動の内容の緩和	3 市町村	18 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	13 市町村	76 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	2 市町村	12 %
⑧交付単価の増額	7 市町村	41 %
⑨加算の充実	2 市町村	12 %
⑩交付金返還規定の緩和	6 市町村	35 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	15 市町村	88 %
⑫その他	1 市町村	6 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	15 市町村	88 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	12 市町村	71 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	4 市町村	24 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	7 市町村	41 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	11 市町村	65 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	2 市町村	12 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	4 市町村	24 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	5 市町村	29 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	2 市町村	12 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	1 市町村	6 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	8 市町村	47 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	8 市町村	47 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	3 市町村	18 %
⑭その他	市町村	0 %
⑮特になし	市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減が求められている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

行政側においても、集落戦略の策定や事務手続きの簡素化が必要だと考えられている。担い手農家を維持するための支援が必要だと考えていることも明らかになった。この点をどのようにしてクリアしていくか、協定維持のためにも重要である。事務負担の軽減は、是非、検討いただきたい。市町が十分に対応できる体制整備も必要に思ふ。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	7 市町村	41 %
②若干の減少が見込まれる	8 市町村	47 %
③かなりの減少が見込まれる	1 市町村	6 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	1 市町村	6 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	8 市町村	47 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	9 市町村	53 %
③地域農業の中心となる者がいないため	5 市町村	29 %
④農業収入が見込めないため	3 市町村	18 %
⑤鳥獣被害増加のため	4 市町村	24 %
⑥事務手続きが負担なため	9 市町村	53 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	5 市町村	29 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	市町村	0 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1 市町村	6 %
⑩その他	1 市町村	6 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	3 市町村	18 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	7 市町村	41 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	1 市町村	6 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	1 市町村	6 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	3 市町村	18 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	3 市町村	18 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	8 市町村	47 %
⑧その他	1 市町村	6 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

次期対策に向けた協定数は若干の減少が見込まれている。市町の中でも減少を食い止めるために統合・広域化を進める方針がある。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

半数の行政で若干の減少が見込まれている。高齢化への対応や事務手続きの簡素化をどのように図るのか、周辺集落との統合によって根本的な問題が解決されるのか、見極めることが重要である。
引き続き丁寧な説明をお願いしたい。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃化が進む	1 市町村	6 %
②やや荒廃化が進む	15 市町村	88 %
③荒廃化しない	1 市町村	6 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	6 市町村	35 %
③今よりも減少する	11 市町村	65 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	5 市町村	29 %
③今よりも減少する	12 市町村	71 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

5年後には少なからず農用地の荒廃が進み、集落の寄り合いや行事が減少すると予想されている。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

すべての問いでマイナスの回答が多くなっているが、協定数が減少するという予測に起因していると思われる。
協定が廃止された後も活動が縮小しないような方策を行うことも視野に入れるべきではないだろうか。
住民の皆さんとともに、集落のあり方を考え、実践していくことはより一層重要。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	5 市町村	29 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	1 市町村	6 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	10 市町村	59 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	2 市町村	12 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	9 市町村	53 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	3 市町村	18 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	12 市町村	71 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	市町村	0 %
⑩その他	1 市町村	6 %
⑪特になし	2 市町村	12 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	5 市町村	29 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	2 市町村	12 %
③関係機関の協力を得て進めた	3 市町村	18 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	5 市町村	29 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	市町村	0 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	市町村	0 %
⑦その他	2 市町村	12 %
⑧特になし	4 市町村	24 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略作成では、高齢化や担い手の不足が要因で話し合いが進みにくいことが分かった。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農業の担い手の不在や10年後の見通しが立たないため、協定の策定以前に、話し合い自体が困難になってきているのが現状ではなかろうか。この点をどのように対応していくか議論が必要だと思われる。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	市町村	0 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	3 市町村	18 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	9 市町村	53 %
⑤その他	5 市町村	29 %

5について都道府県の所見【必須】

今後、推進予定のある市町があるので、地域の意向に合わせて支援する。

5について第三者機関の意見【必須】

既存の地域運営組織がどの程度成立・活動しているのかが気になる点である。その中で、農村や農業への活動へと拡大していく余力が残されているのか。
新しく立ち上げるにしても、協定と同じ構成範囲であれば、同じような課題が出てくると思われる。
無理のない範囲で多くの関係者に関わっていただき、情報共有も行いながら推進して欲しい。